只見町国土強靱化地域計画



令和2年12月

只 見 町

【目次】

第	L章 はじめに	
-	L 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
ć	3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2	2章 基本的な考え方	
-	L 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	2 事前に備えるべき目標・・・・・・・・・・・・・・・・	2
•	3 強靱化を推進する上での基本的な方針・・・・・・・・・・・	3
第:	3章 只見町の概要	
-	l 只見町の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4	2 対象とする災害(主要な自然災害リスク)・・・・・・・・・・	5
第~	1章 脆弱性評価と強靭化の対応方針	
-	L 脆弱性評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
4	2 脆弱性評価の結果と国土強靭化に向けた対応方策の策定・・・・・	1 1
第:	5章 計画の推進	
-	L 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・;	3 6
4	2 進捗管理及び見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 6

《別添》 只見町の施策一覧

1 計画策定の趣旨

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害 (以下「東日本大震災」という。)は、多くの人的被害及び建物被害に加え、道路などの 基幹的な交通基盤の分断、農業用ダムの決壊、堤防や港湾施設の壊滅的被害など、産業・ 交通・生活基盤において、県内全域に甚大な被害をもたらした。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故による災害(以下「原子力災害」という。) は、若い世代を中心とした県外への人口流出や県内全域のあらゆる産業に及ぶ風評を発 生させるなど、県の基盤を根底から揺るがす事態を引き起こした。

こうした中、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施によって大規模自然災害等に備えることを目的として、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下「基本法」という。)」が制定され、国は、平成26年6月に基本法第10条の規定に基づく国土強靱化基本計画(以下「基本計画」という。)を策定し、国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するための枠組みが整備された。また、福島県は、平成30年1月に「福島県国土強靱化地域計画」を策定した。

只見町においても、東日本大震災、平成23年7月新潟・福島豪雨災害等から得た教訓を踏まえ、いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに復旧・復興できるしなやかさ」を備えた強靱な地域社会を構築し、安全で安心なまちづくりを推進するための指針として、「只見町国土強靱化地域計画」(以下「本計画」という。)を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものであり、「第七次只見町振興計画」や「第2期只見町総合戦略」、「只見町地域防災計画」、「只見町公共施設等総合管理計画」をはじめとする様々な分野の計画等との調和を図りつつ、「強くしなやかなまちづくり」という観点において各種計画等の指針となるものである。

|3 計画期間 |

本計画が対象とする期間は、令和2年度から令和7年度の概ね5年間とする。

令和 2 (2020) 年を初年度とし、「第七次只見町振興計画」の目標年度である令和 7 (2027) 年度までとする。

なお、計画期間中においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとする。

第2章 基本的な考え方

1 基本目標

国の基本計画を踏まえ、当町における強靱化を推進する上での基本目標として、次の4項目を設定する。

- いかなる大規模自然災害等が発生しようとも
 - I 人命の保護が最大限図られること
 - Ⅱ 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
 - Ⅲ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - Ⅳ 迅速な復旧復興が図られること

2 事前に備えるべき目標

本計画の基本目標を達成するため、事前に備えるべき目標として、次の8項目を設定する。

- ①大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ②大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)
- ③大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能 不全に陥らせない
- ⑥大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、 上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を 図る
- ⑦制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる 条件を整備する

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

国の国土強靱化の理念及び基本計画及び福島県の地域計画を踏まえ、次の基本的な方針に基づき、本町における強靱化を推進する。

(1)強靱化の取組姿勢

- 本町の強靱性を損なう本質的原因について、あらゆる側面から検証する。
- 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- 地域の特性を踏まえて地域間が相互に連携・補完し合うことにより、各地域の活力を高めつつ、本町全体の災害等に対する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進する。
- 国、福島県、只見町、町民及び民間事業者等が適切な相互連携と役割分担の下、「自助」・「共助」・「公助」の取組を推進し、地域防災力の向上に取り組む。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

○ 既存の社会資本の有効活用、施設等の適切な維持管理、国、福島県及び只見町の 施策及び民間資金の活用等により、限られた財源において効率的に施策を推進 する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 人口減少や少子高齢化、産業・交通事情等、地域の特性や課題に応じ、高齢者、 乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者及び外国人等に配慮した施策を講じる。
- 原子力災害による風評払拭等の取り組みを強化していく必要がある。
- 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、地域において強靱化を推 進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

1 只見町の概要

只見町は福島県の西南・南会津郡の西北部にあり、東経 139°19′北緯 337°20′海抜 377mに位置し、総面積は 747.53 km²を有し、その 77%が森林・原野で占められている峡谷型の山村である。東は昭和村、南会津町、西南は新潟県に接し、南は檜枝岐村、北は金山町及び新潟県に隣接している。

地質は中生代の堆積岩類と花崗岩類が分布しており、先新第三系の基盤となっている。 気候は日本海側気候に属し、雨量は比較的多い。1月、2月の平均気温は1~2℃以下 で寒さも厳しく、積雪量は多い年では2~3mに達し、わが国でも屈指の特別豪雪地帯で ある。

8 月の平均気温も 23.2℃と夏日の基準を下回っており冷涼である。降水量は12月~2 月の降雪期に多く、次いで7月の梅雨期が多い。

交通環境は本町をほぼ東西に走る一般国道 289 号及び北東から西に南下する一般国道 252 号をはじめとする 4 つの県道を基幹道路としている。国道、県道、町道ともに未舗装、未改良区間を残しており、発災時に緊急輸送路及び避難路となる路線については、早期の対応を図る必要がある。鉄道は、JR只見線が一般国道 252 号と並行するように走っている。

町の総人口は 4,470 人 (平成 27 年国勢調査) で平成 22 年以降 5,000 人を割り込んでおり、災害救助法適用基準の 5,000 人未満となっている。1 世帯当たりの人員は、昭和 45 年の 4.2 人から、平成 27 年には、2.47 人と核家族化の進展がうかがえる。

総人口に対する高齢者の割合は44.2%にも及び、高齢化率は、年々増加傾向にあり高齢者世帯も少なくない。

人口減少・高齢化の進行の度合いが深刻な状況にあることから、安全・安心に暮らす ことのできる地域社会の実現と地域防災力の強化や防災意識の高揚の必要性が求められ ている。

図1 只見町の位置



写真1 只見町(只見地区)



2 対象とする災害(主要な自然災害リスク)

本計画で対象とする災害(想定するリスク)は、国土強靭化基本計画で示されている 大規模自然災害とあわせて、本町の災害リスクや直面している危機を踏まえ、以下のよ うに設定する。

災害の種類		想定される規模等	本町の災害特性
地震		福島県の被害想定に基づく最 大規模の地震動	町全域における家屋等の倒壊 等
台風	風水害	スーパー台風や集中豪雨等が 数時間続くことで生じる風水 害	只見川、伊南川、その支流にお ける氾濫等
梅雨前線 豪雨等	土砂災害	記録的な大雨による土砂災 害、地震の揺れによる土砂災 害	幹線道路等の寸断等、施設の 倒壊等
雪害	Î	降雪・積雪によって記録的な 大雪による雪害	幹線道路等の通行支障等
大規模火災		住宅密集地にて強風等による 大火	住宅密集地における大火等
複合災害		大規模地震や大雨による洪水 などが繰り返し発生する被害	上記の複合災害

過去の発生した町内の被害状況

発 生 年 月 日	災 害 名	被害	状 況	被害総額(千円)
昭和 39. 7. 7	水 害	家屋浸水	200 戸	491, 379
		流失	3 戸	
		半壊	10 戸	
		橋梁流失	14 か所	
		道路決壊	16 か所	
		護岸決壊	47 か所	
		農業用施設	51 か所	
		田畑埋没	43ha	
		田畑土砂流入	50ha	
		田畑冠水	31ha	
昭和 41. 7. 25	水害	田畑埋没	31ha	58, 000
		田畑土砂流入	69ha	
		田畑冠水	230ha	
		橋梁流失	1 か所	
		農業用施設	13 か所	
昭和 44. 8. 12	昭和 44 年	家屋流失	13 戸	1, 729, 240
	8月豪雨	家屋全壊	17 戸	
		死者	1名	
		学校災害	3 校	
		橋梁流失	13 か所	
		山崩れ	104 か所	
		田畑流失	20ha	
		田畑埋没	43ha	
		田畑土砂流入	20ha	
		田畑浸水	188ha	
		林道被害	122 か所	

発 生 年 月 日	災 害 名	被害状況	被害総額(千円)
昭和 53. 6. 27	水害	家屋床上浸水 4	戸 118,000
			戸
			ha
TTT- 54 4 05	l. +		ha and and
昭和 54. 4. 27	水害	-	戸 321,000
			ha ha
平成 16. 7. 13	平成 16 年 7 月		芦 472, 226
7. 17	新潟・福島豪雨		戸
平成 23. 7. 27	平成 23 年 7 月	◇建物被害	13, 313, 146
7. 29	新潟·福島豪雨		棟 (一般住宅分等
			棟 を除く)
		半 壊 135	
			棟
		床下浸水 127 ◇農地等被害	(宋
		▽展地寺板音 農地・農業用施設被害	
		◇林業等被害	
		林道・治山等施設	
		◇公共施設被害	
		道路 17 箇所、河川 7 箇所	
		橋梁 5 箇所、町営住宅 29 万	=
		簡易水道施設6箇所、集落	排水
		施設3処理場	
		◇企業等被害 商工業被害(69 件)	
平成 29. 7. 18	平成 29 年度豪	◇町道 24 箇所 L=2,760:	m 527, 845
1 10	雨災害	◇河川 15 箇所 L=1,800	
	1177 ()	◇林道 83 個所 L=3, 334	
		◇農地・農業用施設	
		田畑 93 個所 3.3ha	
		農業施設 70 個所	
		◇農作物 水彩 92 囲転 2 14ha	
		水稲 82 個所 3. 14ha トマト 5 個所 0. 92ha	
		エゴマ 1 個所 0.14ha	
		◇その他施設	
		観光施設、登山道、墓地	
令和元. 10. 12	令和元年東日	◇建物被害	_
	本台風		棟
	(台風第 19 号)		棟
		床下浸水 6 ◇農地等被害	棟
		▽辰 ^{地寺} 校青 農地・農業用施設被害	
		◇林業等被害	
		林道・治山等施設	
		◇公共施設被害	
		道路、河川、集落排水施設	

被災状況写真

平成23年7月新潟・福島豪雨

写真 1 只見地内 住宅被災



写真 2 黑谷地内 町道流出

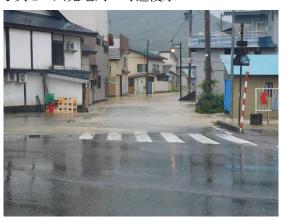


平成 29 年度豪雨災害

写真 1 布沢地内 県道・住宅被災



写真 2 只見地内 町道浸水



令和元年東日本台風(台風第19号)

写真 1 上福井地内 国道・住宅被災 写真 2 小林地内 農地被害





第4章 脆弱性評価と強靱化の対応方針

1 脆弱性評価

(1) 評価の枠組み及び手順

脆弱性の評価は、本町を大規模自然災害等に対し強くしなやかな地域にするため、 本町が抱える課題・弱点(脆弱性)を洗い出し、現行施策について分析・評価するも のであり、本町の強靱化に必要な施策の推進方針を策定するために必要不可欠なプロ セスとして、次の枠組みにより実施した。

想 定 すべき 災 害 リ ス ク の設定 「起きてはなら ない最悪の事態」 の設定 【脆弱性評価】 事態回避に向けた 現行施策の課題等 を分析・評価

評価結果を踏まえ推進方針 を策定

(ア) 本計画の対象とする災害リスク

過去の町内で発生した自然災害による被害状況を鑑み、各種災害に関する発生確率や被害想定を踏まえ、今後、本町に甚大な被害をもたらす可能性がある大規模自然災害全般について、本計画において想定すべき災害リスクの対象とする。

(イ)「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」の設定

第2章で設定した8項目の「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、国の基本計画及び県の地域計画を踏まえ、本町の地域の特性や施策の重複などを勘案し、仮に起きたとすれば致命的な影響が生じるものと想定される27項目の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定した。

事前に備えるべき目標	
ー 整理番 号	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)27項目
	地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死
1-1	傷者の発生
1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
1 – 3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
1 - 4	暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生
1 - 5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
2 - 2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
2 - 3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2 - 4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶に
2-4	よる医療・福祉機能の麻痺
2 - 5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 - 1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 - 1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できな
4 2	い事態
5 – 1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞
5-2	食料等の安定供給の停滞
6 - 1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止
6 - 2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
6 - 3	陸・海・空の基幹交通及び地域交通ネットワークが分断する事態
6 - 4	異常渇水等による用水の供給途絶
7 - 1	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災
, 1	害の発生
7 - 2	有害物質の大規模拡散・流出
7 – 3	原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく
7 - 4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7 – 5	風評等による地域経済等への甚大な影響
8 - 1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅
	れる事態
8 - 2	復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8 – 3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(ウ) 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)」を回避するための強靱化施策 分野として、第七次只見町振興計画に基づき 5 項目の施策分野を設定した。

強靱化施策分野(5項目)		
1	地域振興	
2	医療・保健・福祉	
3	農林・観光・商工	
4	環境・生活基盤	
5	教育・文化	

(エ) 評価の実施手順

「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」ごとに、関連する現行施策の 取組状況や課題等を各課等において分析するとともに、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を回避するための各課横断的な施策群をプログラムとして整理し、プログラムごとに脆弱性の総合的な分析・評価を実施した。

(オ) マトリクス表による既存事業の整理

「起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)」を縦軸に、施策分野を横軸に 配置した「マトリクス表」を作成し、最悪の事態の回避に寄与する既存の施策・事 業の整理を行った。

2 脆弱性評価の結果と国土強靱化に向けた対応方策の策定

マトリクス表に整理した既存の施策・事業を踏まえながら、「どのようなことが起ころうとも最悪の事態に陥ることはないか」という観点から、不足している施策を確認し、 課題を抽出する脆弱性評価を行った。

また、脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を回避するために取り組むべき強靱化施策の対応方策について策定した。

なお、本計画で設定した「起きてはならない最悪の事態」は、どの事態が発生した場合であっても、本町に致命的なダメージを与えるものであるから、プログラム単位での 重点化や優先順位付けは行わず、全ての強靭化施策について推進を図るものとする。

本町の強靭化施策の対応方策とした具体的内容は、次のとおりである。

目標(1)

事前に備えるべき │大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限 図られる

リスクシナリオ 1-1

地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

脆弱性評価

- ・町道路線について、1,246路線、総延長319kmと非常に多く新規整備はもとより、 計画的な維持管理が必要となっている。
- ・橋梁について、全204橋のうち建設後50年以上経過する橋梁が約13%あり、10年 後には52%に増加することから維持管理に多額の費用がかかることが懸念される。
- ・空き家の適正管理と住宅の耐震化に向けた住民への更なる周知が必要である。
- ・ 只見町町営住宅長寿命化計画 (平成24年度策定)において、令和4年度には、耐 用年数を超過する住戸が54戸、耐用年数の過半を超過する住戸が46戸であわせ て 100 戸となり全体 (108 戸) の 92.6%を占めることから、計画的な改善や建替え 等が望まれる。
- ・近年大規模災害が全国的に増えていることから町民の防災意識を高めるためにも数 年毎に、総合防災訓練の実施が必要である。

対応方策

1-1-① 災害に対応した路線の複合化整備(代替えルートの整備促進)

担当課 農林建設課 施策分野環境・生活基盤

- ・代替えルートとなり得る路線の適切な維持管理を実施する。
- 未改良区間及び未舗装区間の解消を図る。
- ・各期成同盟会による整備促進の要望活動を実施する。

【個別事業】

- · 道路補修事業【継続】
- · 道路新設改良事業【継続】

1-1-2 町道整備計画に基づく着実な整備

施策分野環境・生活基盤 担当課 農林建設課

- ・道路新設改良、維持補修については、町道整備計画に基づき効率的、効果的な事 業を推進する。
- ・橋梁については、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、予防保全型の維持管理を行 い、財政負担の低減、平準化に努める。

【個別事業】

道路橋梁長寿命化事業(点検・補修)【継続】

地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

対応方策

1-1-③ 町営住宅の老朽化対策と定住住宅の整備促進

担当課農林建設課施策分野環境・生活基盤

- ・災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。
- ・只見町町営住宅長寿命化計画に基づき、計画的な改修工事を実施する。

【個別事業】

• 社会資本整備総合交付金事業(町営住宅長寿命化改修事業)【継続】

1-1-④ 空き家活用のための情報管理と支援制度の充実

担当課 地域創生課 施策分野 環境・生活基盤

- ・管理システムを活用した空き家情報の一体的に管理する。
- ・只見町空家等対策協議会により空き家管理の方向性を検討していく。

【個別事業】

- ・空き家利活用事業(空き家対策総合支援事業)【継続】
- · 特定空家等対策事業【継続】

1-1-5 町有財産の適正管理と遊休資産の効果的な利活用対策

担当課 総務課 施策分野 地域振興

- ・只見町個別施設計画を策定する。
- ・只見町公共施設総合管理計画の改訂を実施する。
- ・不用公共施設の取り壊しを実施する。

【個別事業】

• 個別施設計画策定【新規】

1-1-6 救急医療体制の整備と充実

担当課 朝日診療所 施策分野 医療・保健・福祉

・常勤医師を最低でも3人確保し、急患、救急車の受け入れの制限を解除する。

【個別事業】

医療人材の確保【新規】

1-1-⑦ 実効性のある防災訓練の実施(火災・山岳)

担当課 町民生活課 施策分野 地域振興

・防災計画に基づき関係機関と連携の上、総合訓練や水防訓練、通信訓練などを計画し実施する。

【個別事業】

· 只見町防災訓練【継続】

地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

対応方策

1-1-8 消防施設・消防装備の適正管理

担当課 町民生活課 施策分野 地域振興

- ・小型ポンプと消防車両の更新を計画的に実施する。
- ・ポンプ小屋等の施設は管理している団からの要望を受けて、随時修繕や建替えを 行う。

【個別事業】

· 消防施設更新事業【継続】

1-1-9 消防団員の適正配置と消防団組織の再編の検討

担当課 町民生活課 施策分野 地域振興

- ・消防団員の環境改善、予防消防活動の充実・強化を図る。
- ・班の統合など消防団組織の見直しの検討を図る。

【個別事業】

消防団組織検討委員会の実施【継続】

リスクシナリオ 1-2

異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

脆弱性評価

- ・水害等を想定し、総合防災訓練や水防訓練、通信訓練などを実施する必要がある。
- ・現在、町のハザードマップは平成26年9月作成と、情報が古く更新が必要である。
- ・消防ポンプは導入から30~40年以上経過しており、老朽化が問題となっている。メーカーの生産終了により、部品の確保が困難となっている。修理不可も想定されるため早急な更新が必要である。
- ・消防車両や消防ポンプ小屋も老朽化が問題となっている。

対応方策

1-2-① 防災・犯罪防止のための通信基盤の活用と情報機器整備

担当課 町民生活課 施策分野 地域振興

・保守業者と連携し、電波状況の確認を行い迅速な対応をとる。

【個別事業】

· 防災行政無線管理【継続】

異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

対応方策

1-2-2 消防施設・消防装備の適正管理

1-1-8に記載

1-2-③ 消防団員の適正配置と消防団組織の再編の検討

1-1-9に記載

1-2-④ 危機管理体制の充実(年次計画による災害・緊急時用物資の整備)

担当課

町民生活課 施策分野

地域振興

- ・ハザードマップの更新を図り、災害発生時における町民の避難行動の向上を図る。
- ・災害発生時においては、地域防災計画に基づき避難所の開設なども含め災害発生時における体制を速やかに整える。特に職員は「職員初動マニュアル」により行動し、「避難所運営マニュアル」、「水防計画書」等により関係機関と連携しながら対応する。
- ・福島県、社会福祉協議会等の関係機関と連携を図りながら、応援職員や災害ボラン ティア等の受援に向けた体制を確保する。

【個別事業】

・ハザードマップ更新事業【新規】

要介護高齢者や障がい者などの要支援者情報の把握と災害救助法に基づ 1-2-⑤

く避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報の共有

担当課 町民生活課、保健福祉課 施策分野 医療・保健・福祉

・民生児童委員を中心に集落区長などからも意見を聞きながら、効率よく定期的に 情報整理ができる仕組みをつくり、関係者へ最新の情報を提供する。

【個別事業】

・避難行動要支援者名簿更新事業【新規】

大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

脆弱性評価

- ・災害発生の抑制のための施設整備や危険個所の住民への周知等が必要となる。
- ・避難行動支援者名簿は平成28年度に作成し、消防団や警察、民生児童委員など災害発生時に先頭に立ち避難誘導を行う関係者に共有しているが、名簿の更新が定期的に行えていない。

対応方策

1-3-① 災害に対応した路線の複合化整備(代替えルートの整備促進)

1-1-①に記載

1-3-2 防災・犯罪防止のための通信基盤の活用と情報機器整備

1-2-①に記載

1-3-3 実効性のある防災訓練の実施(火災・山岳)

1-1-⑦に記載

1-3-④ 消防施設・消防装備の適正管理

1-1-⑧に記載

1-3-5 消防団員の適正配置と消防団組織の再編の検討

1-1-9に記載

1-3-6 危機管理体制の充実(年次計画による災害・緊急時用物資の整備)

1-2-④に記載

1 - 3 - (7)

要介護高齢者や障がい者などの要支援者情報の把握と災害救助法に基づ く避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報の共有

1-2-⑤に記載

暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

脆弱性評価

- ・除雪車更新計画が令和7年度に計画期間が終了する。計画期間終了時点で初年度更新機械が12年経過しており、機械の劣化具合にもよるが令和10年には更新対象となり引き続き財源の確保が必要となる。
- ・除雪オペレーターの高齢化が加速しており、早急な対策が必要である。
- ・家屋が集中している一部の区間について、除雪時の堆・排雪場所がないため移動距離が長くなり時間を要している。
- ・自力での除雪作業が難しい高齢者世帯の除雪支援が必要である。

対応方策

1-4-①道路除雪機械の計画的整備と充実、除雪オペレーターの育成担当課農林建設課施策分野環境・生活基盤

- ・計画的な除雪機械の更新と維持修繕費の削減に努める。
- ・除雪事業者への働きかけとニーズに合った事業を実施する。
- ・除雪体制の中長期的な予測調査を行い、課題解決のための対応策について除雪事業者と協議を行っていく。
- ・除雪オペレーター人材育成を支援する。

【個別事業】

- 除雪機械更新事業【継続】
- ・除雪オペレーター育成支援事業【継続】

1-4-② 高齢者世帯等の除排雪支援体制の充実

担当課 保健福祉課 施策分野 医療・保健・福祉

- ・ 高齢者世帯の除雪支援については、除雪支援保険制度や屋根除雪給付費による制度を構築している。
- ・除雪支援保険制度の除雪作業に支障が出ないように、事業者数の確保と育成を図っていく。

- ・除雪支援事業保険給付費(高齢者世帯等軒下除雪)【継続】
- 高齢者等住宅屋根除雪費給付費【継続】
- 除雪支援保険事業除雪機整備補助金【継続】

暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

対応方策

1-4-3 雪国に適した道路整備の充実

担当課 農林建設課 施策分野 環境・生活基盤

- ・道路新設時の除雪作業を考慮した道路計画に基づき事業を実施する。
- ・道路パトロールによる障害個所の把握と修繕対応を実施する。
- ・排雪による横断箇所についてはコンクリート舗装化、横断側溝への入替等、大型 車両の通行対策を実施する。

【個別事業】

- 道路補修事業【継続】
- 道路新設改良事業【継続】

1-4-④ 克雪住宅への改築費等に対する助成制度の充実

担当課農林建設課施策分野環境・生活基盤

・雪に負けない地域づくりを推進するため、引き続き只見町克雪対策事業による、 住宅の屋根改良工事、融雪設備工事等への補助金交付を実施する。

【個別事業】

· 只見町克雪対策事業補助金【継続】

1-4-5 効率的な除排雪体制と消融雪設備の調査・研究

担当課農林建設課施策分野環境・生活基盤

- ・除雪車格納庫の整備検討に入る。(八木沢〜塩沢間、黒谷地区)
- ・消雪施設については、令和元年度より水量調査を含めた設計委託と施設更新に向けて地元説明会を実施。

情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

脆弱性評価

- ・戸別受信機を全戸に整備し、事業所や公共施設にも配備しているが無線の不具合により役場からの放送を受信できない場合がある。
- ・平成29年度に福祉避難所設置・運営マニュアルを作成しているが、福祉避難所と しての備蓄品や機材(発電機など)が整備されていないため、早急に対応する必要 がある。
- ・只見町防災計画と福祉避難所設置・運営マニュアルで指定している福祉避難所に相 違があるため、整合性を図る必要がある。

対応方策

1-5-① 防災教育、放射線教育の充実

担当課 町民生活課、教育委員会 施策分野 教育・文化

- ・町民の防災意識向上を図る。
- ・学校が避難所となった時の物品準備等、運営シミュレーションなどを実施する。
- 防災教育・放射線教育を学級活動等で実施する。
- ・福島県環境創造センター等の施設見学や外部講師の招聘などを検討する。

【個別事業】

• 地域合同防災訓練【新規】

1-5-2 防災・犯罪防止のための通信基盤の活用と情報機器整備

1-2-①に記載

1-5-3 実効性のある防災訓練の実施(火災・山岳)

1-1-⑦に記載

1-5-④ 情報伝達・通信体制の確立

担当課総務課、町民生活課施策分野地域振興

- ・混線問題を解消するために、3地区のエリアチャンネルを整備する。
- ・防災簡易無線機を管理する各区長などを対象にした操作説明会を実施する。
- ・防災簡易無線機を使った防災訓練を実施する。
- ・共聴受信施設改修へ補助金を交付する。
- ・光ファイバーケーブル通信網の正常な通信を確保する。

- ・防災簡易デジタル無線機整備事業【継続】
- ・只見町テレビ難視聴地域解消事業費補助金【継続】
- ・町光ファイバーケーブル通信網の保守管理【継続】

情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

対応方策

1-5-⑤

要介護高齢者や障がい者などの要支援者情報の把握と災害救助法に基づ く避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報の共有

1-2-⑤に記載

1-5-⑥ 福祉避難所の指定促進と運営マニュアル作成と訓練の実施

担当課 町民生活課、保健福祉課 施策分野 医療・保健・福祉

- ・福祉避難所への備蓄品や機材(発電機など)の早急な整備を実施する。
- ・総合的な訓練を実施する。
- ・只見町防災計画と福祉避難所設置・運営マニュアルで指定している福祉避難所に 相違があるため、整合性を図る。

- •福祉避難所開設訓練事業【新規】
- 福祉避難所機材等整備事業【新規】

事前に備えるべき 目標②

大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が 迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を 含む)

リスクシナリオ 2-1

被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

脆弱性評価

- ・水道施設の老朽化により機器設備が劣化しているため計画的な更新が必要となる。
- ・水道の安定供給のために、管路施設の漏水等の対策も必要である。
- ・各避難所における災害時用備蓄品の適正な管理・更新が必要となる。

対応方策

2-1-① 簡易水道施設の計画的な管理・運営

担当課農林建設課施策分野環境・生活基盤

・老朽化施設(機器設備・管路)の更新を図る。

【個別事業】

· 只見統合簡易水道施設長寿命化事業【継続】

2-1-② 災害に対応した路線の複合化整備(代替えルートの整備促進)

1-1-①に記載

2-1-3 危機管理体制の充実(年次計画による災害・緊急時用物資の整備)

1-2-④に記載

リスクシナリオ 2-2

多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

脆弱性評価

- ・集落によっては地形的に代替えのルートの確保が困難であり、効果的な整備をする には国県道の道路管理者である福島県との連携が必要となる。
- ・集落等への備蓄品を配置する必要がある。
- ・孤立集落が発生した場合でも連絡手段が確保できるように情報通信体制の強化を図 る必要がある。

対応方策

2-2-① 災害に対応した路線の複合化整備(代替えルートの整備促進)

1-1-①に記載

2-2-2 危機管理体制の充実(年次計画による災害・緊急時用物資の整備)

1-2-④に記載

リスクシナリオ 2-2

多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

対応方策

2-2-3 防災・犯罪防止のための通信基盤の活用と情報機器整備

1-2-①に記載

2-2-④ 情報伝達・通信体制の確立

1-5-④に記載

リスクシナリオ 2-3

消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

脆弱性評価

- ・高い在籍率を確保しているが、就業構造やライフスタイルの変化、消防団員の高齢 化などの影響により、今後若い世代の団員確保が課題となっている。
- ・既に団員数の減少により今後消防団活動が難しくなりそうな班があるため組織再編 等の検討が必要。

対応方策

2-3-1 救急医療体制の整備と充実

1-1-⑥に記載

2-3-2 危機管理体制の充実(年次計画による災害・緊急時用物資の整備)

1-2-④に記載

2-3-3 消防施設・消防装備の適正管理

1-1-⑧に記載

2-3-④ 消防団員の適正配置と消防団組織の再編の検討

1-1-9に記載

リスクシナリオ 2-4

医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福 祉機能の麻痺

脆弱性評価

- ・代替えルートを確保するため、県と連携した整備を実施する必要がある。
- 朝日診療所の医療体制が令和2年度は常勤医師2人体制となり、平日は午後8時以 降、土日祝日は午後5時以降の急患、救急車の受け入れを中止しているため、医療 体制の強化が必要となる。
- ・第二次救急医療機関の福島県立南会津病院(南会津町)まで 46.4 キロメートル、 第三次救急医療機関の会津中央病院(会津若松市)までは95.2キロメートルと遠 距離にあるため、災害時を想定した第二次、第三次救急医療機関との連携が必要と なる。

対応方策

2-4-① 災害に対応した路線の複合化整備(代替えルートの整備促進)

1-1-①に記載

2-4-② 町道整備計画に基づく着実な整備

1-1-②に記載

2-4-③ 救急医療体制の整備と充実

1-1-⑥に記載

2-4-4 朝日診療所と2次・3次医療機関との連携強化

担当課

朝日診療所

施策分野 医療・保健・福祉

- ・消防、医療機関等の関係機関と災害発生時の連携について協議する。
- ・関係機関と連携によりドクターカー、ドクターヘリ、消防防災ヘリ等での搬送を 行う。

【個別事業】

2-4-5 危機管理体制の充実(年次計画による災害・緊急時用物資の整備)

1-2-4)に記載

2-4-⑥ 情報伝達・通信体制の確立

1-5-④に記載

要介護高齢者や障がい者などの要支援者情報の把握と災害救助法に基づ 2-4-(7)く避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報の共有

1-2-⑤に記載

2-4-8 福祉避難所の指定促進と運営マニュアル作成と訓練の実施

1-5-⑥に記載

リスクシナリオ 2-5

被災地における疫病・感染症等の大規模発生

脆弱性評価

- ・水道法に基づく水質検査を実施する必要がある。
- ・水道・集排施設について、施設及び設備の老朽化対策が必要。
- ・新型感染症対策について保健所(福島県)の技術的指導を受けながら拡大防止に取り組むなど保健所との連携強化が必要。

対応方策

2-5-① 簡易水道施設の計画的な管理・運営

2-1-①に記載

2-5-② 水質の安全・安定供給体制の維持・推進

担当課農林建設課施策分野環境・生活基盤

- ・水道法に基づく町簡易水道の水質検査を実施する。
- ・集落営水道及び個人水道の水質検査を実施する。

【個別事業】

- 2-5-③農業集落排水事業及び合併処理浄化槽設置整備事業の計画的な管理・運営担当課農林建設課施策分野環境・生活基盤
- ・処理施設統合、省エネ技術の導入による維持管理費の削減を図る。
- ・老朽化施設(機器設備)を更新する。

【個別事業】

・農業集落排水施設長寿命化事業【継続】

2-5-④ 南会津保健福祉事務所(保健所)との協力体制・連携強化

担当課 保健福祉課 施策分野 医療・保健・福祉

- ・基本的な感染症対策(手洗い、咳エチケット、環境消毒、換気)の周知を図り、 個人の取組を実施してもらう。
- ・避難所における感染症対策の徹底を図る。また、避難時の携行品等を予め周知 し、災害発生時に一人ひとりが感染症予防の取組ができるように備える。
- ・新型感染症対策については、保健所の技術的指導を受けながら拡大防止に取り組 す。
- ・災害発生時には福島県と保健活動等の連携強化を図る。

【個別事業】

· 感染症予防対策事業【新規】

目標③

事前に備えるべき │大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確 保する

リスクシナリオ 3-1

行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

脆弱性評価

- ・災害時における人員体制の確認と強化が必要
- ・災害発生時の職員の対応については地域防災計画に基づく、職員初動マニュアルに より行動する。
- ・総合行政システムの機器更新により災害発生時でも機能を喪失しないシステムの構 築を図る。
- ・災害時応援協定市町村からの支援の受入れを検討する。

対応方策

3-1-① 行政総合情報システムの効率化・利便性向上に向けた調査・研究 担当課 総務課 施策分野 地域振興

- ・次期総合行政システム機器への更改に伴う防災対策を実施する。
- ・停電時の緊急電源の確保を図る。

【個別事業】

- ・総合行政システムの機器更改実施【継続】
- ・職員の停電対応訓練の実施【新規】
- 3-1-② 町有財産の適正管理と遊休資産の効果的な利活用対策

1-1-⑤に記載

3-1-③ 危機管理体制の充実(年次計画による災害・緊急用物資の整備)

1-2-4に記載

目標④

事前に備えるべき │大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能 は確保する

リスクシナリオ 4-1

電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

脆弱性評価

- ・非常時においても情報通信体制を確保する必要がある。
- ・停電時においても必要最低限の電源を確保する必要がある。

対応方策

4-1-① 危機管理体制の充実(年次計画による災害・緊急用物資の整備)

1-2-④に記載

4-1-② 防災・犯罪防止のための通信基盤の活用と情報機器整備

1-2-①に記載

4-1-3 情報伝達・通信体制の確立

1-5-④に記載

リスクシナリオ 4-2

テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

脆弱性評価

- ・平成19年度までに全町整備した光ファイバーケーブル通信網について、常に正常 な通信を確保するため、保守管理の徹底を図る必要がある。
- ・非常時における防災行政無線等の通信体制の強化が必要となる。

対応方策

4-2-① 防災・犯罪防止のための通信基盤の活用と情報機器整備

1-2-①に記載

4-2-① 情報伝達・通信体制の確立

1-5-④に記載

目標(5)

事前に備えるべき │大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライ チェーンを含む)を機能不全に陥らせない

リスクシナリオ 5-1

サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞

脆弱性評価

- ・代替えルートの整備と町道機能の強化が必要となる。
- ・災害発生後の経済活動の停滞を回避するため、制度資金を活用した中小企業への支 援が必要となる。

対応方策

5-1-① 災害に対応した路線の複合化整備(代替えルートの整備促進)

1-1-①に記載

5-1-② 町道整備計画に基づく着実な整備

1-1-②に記載

5-1-③ 制度資金を活用した経営安定化支援

農林建設課、観光商工課 担当課 施策分野 農林・観光・商工

- ・只見町中小企業災害復旧資金利子補給として災害復旧資金の借入について利子補 給を実施する。
- ・融資保証実施要綱等により融資保証及び保証料補助を実施する。
- ・災害発生時に限らず只見町商工会と連携し企業の経営安定化を支援する。

- · 只見町中小企業災害復旧資金利子補給【継続】
- 只見町中小企業長期振興資金制度【継続】

リスクシナリオ 5-2

食料等の安定供給の停滞

脆弱性評価

- ・代替えルートの整備と町道機能の強化が必要となる。
- ・効率化による安定的な農業を継続するためには、生産基盤の整備が必要となっている。
- ・近年多発する豪雨等の災害に強い生産基盤の整備が必要となっている。
- ・新たな販売先の一つとしてインターネットでの販売先(EC サイト)の活用が必要と なっている。

対応方策

5-2-① 災害に対応した路線の複合化整備(代替えルートの整備促進)

1-1-①に記載

 5-2-②
 生産基盤の整備(町単補助制度創設)と農村生活環境の整備

 担当課
 農林建設課
 施策分野
 農林・観光・商工

- ・農業施設整備事業の補助要件の見直しによる制度充実を図る。
- ・中山間地域整備事業及び圃場整備事業を活用し生産基盤を整備する。
- ・福島県と連携し治山事業を実施する。
- ・ため池等の農業関連施設の防災対策と適正管理により生産基盤の安定を図る。

【個別事業】

• 農業施設整備事業

5-2-③ 新たな販売ルートの発掘と産直・直売の実施とインターネットの活用 担当課 農林建設課 施策分野 農林・観光・商工

- ・ECサイトの販路拡大の取り組みを実施する。
- ・只見産米の PR 事業の展開を実施する。

事前に備えるべき 目標⑥

大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。

リスクシナリオ 6-1

電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止

脆弱性評価

- ・エネルギー供給機能が停止した際の対応方針を含めた対応マニュアルを整備する必要がある。
- ・各避難所において、エネルギー供給が停止した場合でも一定期間避難生活が維持で きるための防災備蓄品を整備する必要がある。

対応方策

6-1-① 自然資源を活かした新エネルギーの推進(小水力発電・地中熱・太陽光など)

担当課地域創生課地策分野地域振興

・住宅用太陽光発電システム等の導入補助を実施することで、設置世帯における非 常時の電源確保も期待できる。

【個別事業】

- ・住宅用太陽光発電システム設置モデル事業【継続】
- 6-1-② 危機管理体制の充実(年次計画による災害・緊急用物資の整備)

1-2-④に記載

リスクシナリオ 6-2

上下水道等の長期間にわたる機能停止

脆弱性評価

- ・水道施設が被災することも想定し、応急給水体制の強化を図る必要がある。
- ・水道法に基づき水質検査を実施する必要がある。
- ・水道集排施設について施設及び設備の老朽化対策が必要となる。

対応方策

6-2-① 簡易水道施設の計画的な管理・運営

2-1-①に記載

6-2-② 水質の安全・安定供給体制の維持・推進

2-5-②に記載

6-2-3 農業集落排水事業及び合併処理浄化槽設置整備事業の計画的な管理・運営

2-5-③に記載

リスクシナリオ 6-3

陸・海・空の基幹交通及び地域交通ネットワークが分断する事態

脆弱性評価

- ・代替えルートの整備と町道機能の強化が必要となる。
- ・家屋が集中している一部の区間について、除雪時の堆・排雪場所がないため移動距 離が長くなり時間を要している。
- ・交通ネットワークが分断した場合でも、情報伝達のための安定した通信体制を確保 する必要がある。

対応方策

6-3-① 効率的な除排雪体制と消融雪設備の調査・研究

1-4-⑤に記載

6-3-② 災害に対応した路線の複合化整備(代替えルートの整備促進)

1-1-①に記載

6-3-3 町道整備計画に基づく着実な整備

1-1-②に記載

6-3-4 防災・犯罪防止のための通信基盤の活用と情報機器整備

1-2-①に記載

6-3-5 情報伝達・通信体制の確立

1-5-④に記載

リスクシナリオ6-4

異常渇水等による用水の供給途絶

脆弱性評価

・災害に強い生産基盤の整備が必要となっている。

対応方策

6-4-① 生産基盤の整備(町単補助制度創設)と農村生活環境の整備

5-2-②に記載

事前に備えるべき 目標⑦

事前に備えるべき 制御不能な二次的災害を発生させない

リスクシナリオ 7-1

ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

脆弱性評価

- ・防災・減災に配慮した農業水利施設等の適正管理が必要となる。
- ・ダム管理者と災害発生を想定した連絡体制の確認が必要である。

対応方策

7-1-① 生産基盤の整備(町単補助制度創設)と農村生活環境の整備

5-2-②に記載

7-1-2 危機管理体制の充実(年次計画による災害・緊急時物資の整備)

1-2-④に記載

リスクシナリオ 7-2

有害物質の大規模拡散・流出

脆弱性評価

- ・水道法に基づき水質検査を実施する必要がある。
- ・学校においては環境教育全体計画に基づき環境教育を実施する。

対応方策

7-2-① 水質の安全・安定供給体制の維持・推進

2-5-②に記載

7-2-② 環境衛生教育の推進(普及啓発と学習会の開催)

担当課教育委員会施策分野教育・文化

・各小中学校において、道徳科や生活科を基盤としながら、理科や社会、家庭科等 でも環境問題について関連した学習を展開する。

- ・ユネスコスクール【継続】
- ・ESD 勉強会【継続】

リスクシナリオ 7-3

原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく

脆弱性評価

- ・放射線教育等、正しい知識の理解促進を図る必要がある。
- ・防災計画に基づき、総合防災訓練や通信訓練などを計画し実施する必要がある。

対応方策

7-3-① 防災教育、放射線教育の充実

1-5-①に記載

7-3-2 危機管理体制の充実(年次計画による災害・緊急時物資の整備)

1-2-4)に記載

7-3-3 防災・犯罪防止のための通信基盤の活用と情報機器整備

1-2-①に記載

7-3-4 情報伝達・通信体制の確立

1-5-④に記載

リスクシナリオ 7-4

農地・森林等の荒廃による被害の拡大

脆弱性評価

・荒廃した森林による、災害の発生及び有害鳥獣被害の拡大が問題となっている。

対応方策

7-4-① 生産基盤の整備(町単補助制度創設)と農村生活環境の整備

5-2-②に記載

7-4-② 有害鳥獣対策

農林建設課 担当課

施策分野

施策分野

農林・観光・商工

農林・観光・商工

- ・鳥獣対策専門員の採用による更なる鳥獣被害対策の強化を図る。
- ・定期的なパトロールの継続を実施する。

【個別事業】

・農作物鳥獣被害防止対策事業補助金【継続】

計画的な植林・保育・間伐による森林の保全及び公益的機能の維持 7-4-(3)

(森林環境税の活用)

農林建設課 有害鳥獣被害多い箇所から間伐等の森林整備を実施する。

・景観整備等を含めて森林の公益的機能回復のための森林整備を実施する。

【個別事業】

担当課

· 森林環境讓与稅事業【継続】

リスクシナリオ 7-5

風評等による地域経済等への甚大な影響

脆弱性評価

- ・正確な情報収集と情報発信が必要となる。
- ・新たな販売先の一つとしてインターネットでの販売先 (EC サイト) の活用が必要となっている。
- ・町として積極的なPR活動が必要。

対応方策

7-5-① 新たな販売ルートの発掘と産直・直売の実施とインターネットの活用

5-2-③に記載

7-5-2 商業者主体による商業イベントの充実

担当課 観光商工課 施策分野 農林・観光・商工

- ・町や商工会等が主催するイベント等において商業者の参画を促しながら、徐々に 移行を図る。
- ・今後建設を予定している道の駅を核に、商業イベントの充実を図る。

【個別事業】

7-5-③ 宿泊・飲食事業者に対する持続化・創業支援

担当課 観光商工課 施策分野 農林・観光・商工

- ・只見町商工会と連携し、起業・創業支援を継続する。
- ・只見町商工会と連携し、商品券発行など持続化支援を図る。

【個別事業】

· 只見町産業振興事業【継続】

目標(8)

事前に備えるべき │ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅 速に再建・回復できる条件を整備する

リスクシナリオ8-1

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価

- ・関係機関との連携のもと、適切な災害廃棄物の処理が必要。
- ・ごみ処理方法の住民への適切な周知が必要。

対応方策

8-1-① ごみの分別収集の徹底

担当課 町民生活課 施策分野 環境・生活基盤

・災害時においては、通常の生活ごみに加え、一時的に大量の粗大ごみやがれきの 排出が想定されるため、地域防災計画に基づき収集体制、処理対策等の確保を図 る。

【個別事業】

8-1-② 危機管理体制の充実(年次計画による災害・緊急時用物資の整備)

1-2-④に記載

リスクシナリオ8-2

復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価

- ・非常時における建設事業者との連絡調整体制の確認と連携強化が必要となる。
- ・災害時応援協定市町村からの支援の受入れを検討する。

対応方策

8-2-① 危機管理体制の充実(年次計画による災害・緊急時用物資の整備)

1-2-④に記載

リスクシナリオ8-3

地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価

- ・災害時のためにも日頃から地域コミュニティの強化を図る必要がある。
- ・地域住民の防災意識の高揚を図ることが重要である。

対応方策

8-3-(1)

地域をみがく活動の推進

(集落点検や魅力発見事業・住民同士の交流機会の増)

担当課

振興センター

施策分野

地域振興

- ・地域コミュニティ活動への支援により住民の自助・共助の意識の醸成を図る。
- ・集落や団体等において集落運営支援交付金や地域づくり推進交付金を活用し、通 常時から地域コミュニティ機能の維持・保全を図る。
- ・各地区長連絡会等と協力し、集落の課題等を整理し解決策について検討、対応する。

【個別事業】

- ・自然首都只見地域づくり推進交付金【継続】
- · 自然首都只見集落運営支援交付金【継続】

8-3-2 危機管理体制の充実(年次計画による整備災害・緊急時用物資の整備)

1-2-④に記載

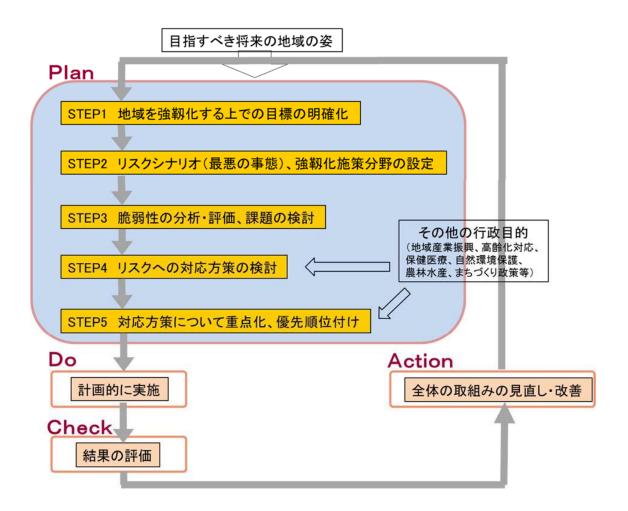
第5章 計画の推進

1 推進体制

本計画の推進については、本町の庁議構成員による協議を中心として各課等横断的な体制の下、国土強靱化に関する情報を共有し、強靱化施策に係る進捗状況や課題等を踏まえた計画見直しを検討するとともに、国、県、関係機関、民間事業者等と緊密に連携・協力して「強くしなやかなまちづくり」に取り組む。

2 進捗管理及び見直し

本計画に基づく強靱化施策の実効性を確保するため、数値指標等を用いて強靱化施策の進捗管理を可能な限り定量的に行い、本町を取り巻く社会経済情勢の変化や本町における各種計画等との調和を勘案しつつ、PDCAサイクルによる見直しを適宜行うものとする。



只 見 町 国 土 強 靱 化 地 域 計 画 (令和2年12月)

只見町地域創生課

〒 968-0498 福島県南会津郡只見町大字只見字雨堤 1039

電 話: 0241-82-5220

FAX : 0241-82-2117

E-mail: kikaku@town.tadami.lg.jp